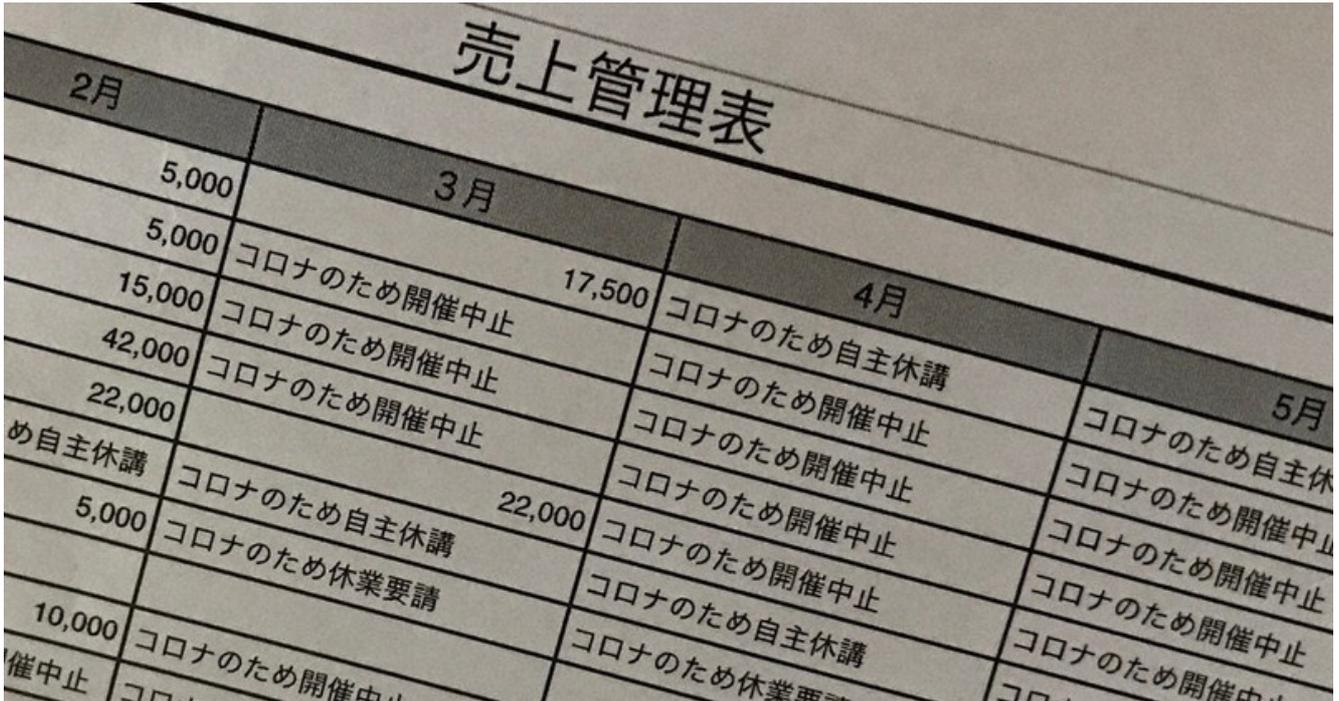


焦点

コロナ休業、フリーランス「綱渡り」 「実態は社員」でも補償なし

毎日新聞 2020年7月20日 東京朝刊



2月		3月		4月		5月	
5,000		17,500					
	5,000		コロナのため開催中止		コロナのため自主休講		コロナのため自主休講
	15,000		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止
	42,000		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止
	22,000				コロナのため開催中止		コロナのため開催中止
	め自主休講		コロナのため自主休講		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止
	5,000		コロナのため休業要請		コロナのため開催中止		コロナのため開催中止
	10,000		コロナのため開催中止		コロナのため自主休講		コロナのため開催中止
	催中止		コロナ		コロナのため休業要請		コロナ

フリーランスの音楽講師の女性が作成した売り上げ管理表。3月以降、イベントや音楽教室など大半の仕事がなくなった＝提供写真

新型コロナウイルスの感染拡大で、企業と雇用契約を結ばず、個人事業主として仕事を請け負うフリーランスが苦境に立たされている。営業自粛や経営悪化などから一方的に仕事をキャンセルされても、雇用労働者が対象の休業手当の支給がなく、企業側に休業手当や雇用契約を求める動きも広がる。公正な取引や収入を保障するセーフティーネットの弱さが浮き彫りになった形で、政府も対策を急いでいる。【中川聡子、矢澤秀範】

「休業補償はないし、国の給付金も支給が遅い。綱渡りの生活です」。フリーランスの音楽講師として働く神戸市の女性（36）がため息をつく。ひとり親で、幼い2男3女を育てる。

以前は大手の音楽教室の講師だったが、報酬が低い上、子の病気などで休みを取るのも難しかった。フリーになり、育児との両立に理解のある取引先での個人レッスンや、病院での音楽療法クラスを担当する働き方に変えた。週に2、3回は夜間に飲食店でアルバイトとして働き、月収は計30万円弱。児童扶養手当や児童手当を加え、母子6人の生活が成り立っていた。

だが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2月下旬から仕事が激減し、収入は一時ゼロに。どの契約書にもキャンセル料の規定が明示されていない。契約書を交わさずに仕事を受けた取引先もある。「仕事をもらうため、どうしても取引先より立場が弱く、条件交渉は難しい」と漏らす。生活福祉資金の貸し付けや現金給付で何とかしのいできたが、収入が戻るめどが立たない。「このままでは、私も子どもも潰れてしまう」

感染拡大で休業が広がると「名ばかり個人事業主」の形で働く人も大きな経済的打撃を受けた。実際には社員のように特定企業の指揮・命令を受けて働いているのに、フリーランス（個人事業主）として業務委託契約を結ぶ形を取るため、社員と違って休業手当の対象にならないためだ。



記者会見で休業手当の支払いなどを訴える「ヨギー」の労働組合委員長（左から2人目）ら＝東京都千代田区で2020年6月、矢澤秀範撮影

一例は、ヨガスタジオを全国で展開する「ヨギー」（東京都）。インストラクターで作る労働組合によると、同社は4～5月に休業を指示しながら講師らに休業手当を払わず、6月以降も一方的に一部のクラスを打ち切ったという。同社は講師らを個人事業主として扱っているためだ。労組側は、マニュアルで業務内容は細かく定められており「実態は雇用労働者」と主張。休業手当支払いとクラス打ち切りの撤回などを求めている。

楽器大手ヤマハの子会社が全国展開する英語教室でも同様の問題を抱える。教室で働く講師らは業務委託契約を結んだ個人事業主だが、会社側は雇用労働者のように報酬を給与として支給。さらに給与から所得税分を天引きし納税する源泉徴収もしている。

今年3～5月、新型コロナウイルスの感染拡大で会社から休業を指示されたが、休業手当は払われず、2月分の報酬の20%相当の見舞金が1回支給されただけ。就労形態の曖昧さから、個人事業主を対象とした国の持続化給付金への申請が認められるかも不透明だ。講師らによる労組の要求を受けて同社は現在、講師らの直接雇用に向けて検討中だ。

労働問題に詳しい川上資人（よしひと）弁護士は「実態を見れば雇用契約を結ぶ必要があるのに、休業手当など労働法上の義務を免れようとして、企業がフリーランスや業務委託を安易に利用しているケースがある」と指摘する。

全国で462万人、法整備急務

「ウィズコロナの時代の働き方として、兼業、副業、フリーランスなど多様な働き方への期待が高い。働く人の目線に立ってルール整備を図る」。3日開かれた政府の未来投資会議。成長戦略を議論するこの会議で安倍晋三首相は、その柱として真っ先にフリーランス対策を挙げた。ウェブを通して単発の仕事を請け負う「ギグ・エコノミー」や高齢者雇用の拡大などでフリーランスは増えてきたが、その働き方を保護する法整備は遅れているからだ。

内閣官房が今年2～3月に実施した調査では、副業をしている人を加えた広義のフリーランスは推計で462万人。40代以上が7割を占める。働き方の満足度は高い一方で、6割が「収入が少ない・安定しない」と回答した。業務受託の契約をして事業者と取引する人は4割。そのうち、取引先が1社だけで雇用労働者に近い「名ばかり個人事業主」の働き手は4割で、発注時に報酬や業務内容が明示されない、支払いが遅れるなど「取引先とのトラブル」経験者も4割に上る。

一般社団法人「プロフェッショナル&パラレルキャリアフリーランス協会」が感染拡大により休業が広がった4～5月、フリーランスを対象に実施した調査では、約1600人のうち5割が「取引先の業務自粛による取引停止」があったと回答し、7割以上が収入減を訴えた。フリーランス支援のため政府は、一斉休校で子の世話のため休業した保護者に一定の日額を払う支援金を新設。また、最大100万円を支給する持続化給付金の対象をフリーランスにも拡大するなどの対策を取った。

一方、政府は働き方のルール整備を目指し、年内をめどにまとめる方向で▽労災保険の適用▽契約書面の不交付や不備は独占禁止法違反であることを明示する

▽雇用労働者に似た働き方の場合には、労働関係法令を適用する——などを検討中だ。

労働関係の法規制に詳しい中央大の江口匡太教授（労働経済学）は「フリーランスは法的保護の網目から漏れており、働けなくなれば一気に生活困窮するリスクが高い。個人事業主に団体交渉権を認める、契約に関する相談機関を設けるなど、公正なビジネスを実現する環境整備が急務だ」と指摘する。

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.